

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則  
(鹿屋市介護保険法施行細則の一部改正)

第1条 鹿屋市介護保険法施行細則(平成18年鹿屋市規則第127号)の一部を次のように改正する。

別記第24号様式、別記第26号の2様式及び別記第30号の2様式中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(鹿屋市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正)

第2条 鹿屋市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則(平成18年鹿屋市規則第269号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(鹿屋市国際交流員任用規則の一部改正)

第3条 鹿屋市国際交流員任用規則(平成24年鹿屋市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第25条第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。